

令和8年度

# 危機管理マニュアル (震災編)



板橋区立桜川中学校

## 6. 大規模な地震が発生した場合の対応行動

◆予想される首都直下地震・東海地震などを想定し、震度5弱以上の対応を明確にして日頃より避難訓練及び安全指導を通じて、大規模地震に対しての対応を訓練していく。

### A、緊急地震速報発令の場合

○テレビ・防災無線・インターネットその他を利用して、最大限の情報の収集に努め、管理職及び管理職不在の場合には主幹教諭を中心とした校内防災対策本部を設置し、教育委員会、警察署、消防署、地域防災拠点運営委員会などと連携し、生徒の安全を最優先としながら、地域の避難場所としての役割を果たしていく。

○地震が予想される場合（東海地震注意報・東海地震予知情報・警戒宣言）は以下の対応をとる。

- ①放送によって生徒の混乱を防ぎ落ち着いた行動をとるようにする。
- ②地震が起こった場合には、次ページで示された対応を迅速にとる。
- ③地震の発生が予想される場合には、直ちに校庭への避難を行う。校庭への避難が適切でないと予想される場合には、体育館へ避難し、状況の変化を待ちながら、情報の収集に努める。
- ④警報が解除されるなど、生徒の安全が確保された時点で、関係諸機関と協議を積み重ねた上で、ア：集団下校、イ：引き渡しの判断を行い、生徒を安全に保護者に引き渡す措置をとる。

### B、震度5弱以上の地震が起こった場合

- ①まず、避難を行う。（机の下にもぐる、廊下や階段の場合は転倒するもの・窓ガラスを避けて壁ぎわにすわる、校庭・体育館の場合はそれぞれの中央でしゃがむ。）
- ②揺れが収まった時点で、火災の原因になる場所を確認し、校庭または体育館で生徒の点呼を行う。避難経路については日常の訓練で十分に生徒・教職員に周知しておく。
- ③生徒の生命の安全を確認した時点で、情報を収集するとともに教育委員会および各関係諸機関と連絡を取り、引き渡し方法についての手順の確認をする。
- ④緊急メールおよびHP・連絡網を使って引き渡しについて保護者に連絡をとる。
- ⑤全員の生徒の引き渡し完了するまでは、生徒の安全が確保される場所を迅速に確認・確保し生徒の不安を和らげるようにケアに努める。その際に放送などを通じて適切な情報を開示して混乱の防止に努める。
- ⑥二次災害が予想される場合には、都立城北公園(第三次避難場所)に避難し、関係諸機関と対応を協議する。
- ⑦登下校時に地震が起こった場合には、学校が避難場所となることから、学校に避難する。また、登下校中の地震への対応については安全指導を通じて倒壊物や落ちてくるものを避けることの必要性を徹底指導しておく。

### C、避難場所の開設

学校が避難場所になる、またはなることが予想される場合には、ライフライン（電気・水道・ガス）および校舎の状況を管理職が確認し、災害対策本部と協議しながら避難場所開設の準備を行う。

※A/B/Cいずれの場合でも教育委員会と連絡を取り合いながら対応をしていく。

### D、施設・設備の点検

管理職を中心として、日常よりライフライン、停電時の対応、転倒防止の対策及び点検を各学期に一度以上行う。

## ◆それぞれの場面での対応について

### 1 授業中

安 全 確 保	<b>教職員</b>
	<ul style="list-style-type: none"><li>○落下物・転倒物・ガラスの飛散から身を守るよう指示する。</li><li>➡ 的確な指示「頭部を保護」「机の下にもぐる」「机の脚を持つ」など</li><li>○使用している火気の消火、出口の確保に努める。</li><li>〈大きな揺れが収まったら〉 ○ストーブ、コンロ、ガス等の火を消す。</li><li>○電源を切り、ガスの元栓を閉める。</li></ul>
	<b>生徒</b>
	<ul style="list-style-type: none"><li>○慌てて外に飛び出さない。窓や壁際から離れる。</li><li>○廊下や階段で地震を感じたら、できるだけ中央に伏せ、ガラス等から身を守る。</li><li>○体育館では、できるだけ中央に避難する。（ただし、天井等の状況による。）</li><li>○校庭にいるときは、落下物を避けるため、速やかに校舎等から離れ、校庭中央に避難する。〈大きな揺れが収まったら〉</li><li>○教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。</li></ul>

避 難 誘 導	<b>教職員</b>
	<ul style="list-style-type: none"><li>○児童・生徒の状況を速やかに把握するとともに、名簿、引き渡しカード、ホイッスル等を携帯し、児童・生徒を安全な場所に誘導する。その際、便所、保健室、特別教室等の普通教室以外の場所にいる児童・生徒の所在に十分留意する。</li><li>○火災場所及びその上層階の児童・生徒の避難を優先する。</li><li>○隣接クラスが連携して避難し、集団の前後には教職員を配置する。</li><li>○落下物に注意し、防災頭巾等で頭部を保護するよう指示する。</li><li>○児童・生徒の不安の緩和に努める。</li><li>○避難の際に援助を要する者への対応には十分配慮する。</li><li>➡ 的確な指示「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」</li><li>○校内にいる人員を把握する。</li><li>○負傷者の有無を確認する。</li><li>○二次災害の危険が予想される場合は、直ちに安全な広域避難場所（都立城北公園）に移動する。</li></ul>
	<b>生徒</b>
	<ul style="list-style-type: none"><li>○防災頭巾等で頭を守り、荷物を持たずに上履きのまま行動する。</li><li>○避難の途中で教室等に戻ったり、みだりに集団・隊列から離れたりしない。</li><li>○ガラスの破片でけがをしないように注意する。</li><li>○教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。</li></ul>

災害対策  
本部設置

**教職員**

- 役割分担に従って行動を開始する。
- 住民対応・避難場所支援班を設置し、避難住民への対応を開始する。

火元確認  
・  
設備点検

**教職員**

- 出火を確認したら直ちに初期消火に当たり、延焼を最小限に止める。
- 理科室の薬品類は発火等の危険が大きいため、特に注意する。
- 校舎や校庭等で危険と思われる場所に、立ち入り禁止の張り紙やロープを張るなど、二次災害を防ぐ。

救出活動  
・  
応急救護

**教職員・生徒**

- 養護教諭を中心に救出・救急医療班を編成し、応急救護にあたりるとともに、地域医療救護拠点や医療機関と連携を図り、重傷者の搬送等を行う。
- 避難誘導・安否確認班、消火・安全点検班と連携して、行方不明者の捜索、救出活動を行う。
- 消防機関、消防団、**地域防災拠点運営委員会**の救出救護班など地域住民の協力も得て、建物の倒壊等により生き埋めになった児童・生徒、教職員等の救出救活動を行う。

情報収集  
・伝達

**教職員**

- 区災害対策本部、**地域防災拠点運営委員会**と密接に連携を取り、地域や通学路の状況（出火、倒壊、亀裂、出水など）の確認に努める。

状況に応じた生徒  
の下校・  
引渡し

**教職員**

- 保護者と連絡を取り、状況に応じて児童・生徒の引渡しを開始する。
- 保護者と連絡が取れない場合は、学校で保護する。
- 下校する場合は、集団で行動するよう指示する。必要に応じて、教職員が引率する。

**生徒**

- 帰宅後は、学校の指示、地域の取り決め等に従って行動する。

## 2 登下校時・放課後・休み時間

### 教職員

○校内にいる生徒に、落下物・転倒物・ガラスの飛散から身を守るよう指示する。

#### ➡ <大きな揺れが収まったら>

○ストーブ、コンロ、ガス等の火を消す

○電源を切り、ガスの元栓を閉める。

安

### 生徒

#### <学校内にいるとき>

○窓ガラスなど落下物等から身を守る。

○慌てて校舎外に飛び出さない。窓や壁際から離れる。

○廊下や階段で地震を感じたら、できるだけ中央に伏せ、ガラス等から身を守る。

○体育館では、できるだけ中央に避難する。（ただし、天井等の状況による。）

○校庭にいるときは、落下物を避けるため、速やかに校舎等から離れ、校庭中央に避難する。

全

確

#### <通学路上>

○看板、家屋の外壁、高いビルの窓ガラスなど落下物等から身を守る。

○最寄りの避難場所、あらかじめ定めてある避難場所、近くの公園、空き地など安全な場所へ、直ちに避難する。

○登下校途中で地震が発生した場合は、学校か自宅か近い方に避難する。

○バス、電車等に乗っているときは、運転手・駅員等の指示に従う。

○地震発生時に危険な場所には近づかない。

保



●古い建物や建設中の建物、ブロック塀、石塀、自動販売機、地割れした道路、狭い道路、倒れた電柱、垂れ下がった電線、火災現場には近づかない。

●崖下、川岸、橋の上、ガス漏れ箇所等からは、速やかに遠ざかる。

○家庭や学校と連絡を取って状況を報告するとともに、その指示に従う。

○流言等の不確かな情報に惑わされず、落ち着いて行動する。

## 〈学校内にいるとき〉

### 教職員（副校長・生活指導部安全担当）

避  
難  
誘  
導

- 避難誘導・安否確認班は、生徒の状況を速やかに掌握するとともに、名簿、引き渡しカード、ホイッスル等を携帯し、生徒を安全な場所に誘導する。その際、便所、保健室、特別教室等の普通教室以外の場所にいる生徒の所在に十分留意する。
- 落下物に注意し、かばん、タオル等で頭部を保護するよう指示する。
- 生徒の不安の緩和に努める。
- 避難の際に援助を要する者への対応には十分配慮する。
- 校内にいる人員を把握する。
- 負傷者の有無を確認する。
- 二次災害の危険が予想される場合は、直ちに安全な広域避難場所に移動する。  
(都立城北公園)

### 生徒

- タオル等で頭を守り、荷物を持たずに上履きのまま行動する。
- 避難の途中で教室等に戻ったり、みだりに集団・隊列から離れたりしない。
- ガラスの破片でけがをしないように注意する。
- 教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

災害対策  
本部設置

### 教職員

- 役割分担に従って行動を開始する。
- 在校する教職員の人数を把握し、限られた人数の場合には、優先順位を決めて重点的に対応する。校長、副校長が在校しないときには、代行者がリーダーシップを発揮し、教職員が協力して対応する。
- 住民対応・避難場所支援班を設置し、避難住民への対応を開始する。

火元確認  
・設備点検

### 教職員

- 出火を確認したら直ちに、消火・安全点検班が中心になって、初期消火に当たり、延焼を最小限に止める。
- 理科室の薬品類は発火等の危険が大きいため、特に注意する。
- 校舎や校庭等で危険と思われる場所に、立ち入り禁止の張り紙やロープを張るなど、二次災害を防ぐ。

救出活動  
・  
応急救護

### 教職員、生徒

- 救出・救急医療班を養護教諭中心に編成し、応急救護にあたりとともに、地域医療救護拠点や医療機関と連携を図り、重傷者の搬送等を行う。
- 消防機関、消防団、地域防災拠点運営委員会の救出救護班など地域住民の協力も得て、建物の倒壊等により生き埋めになった児童・生徒、教職員等の救出救助活動を行う。

**情報収集  
・伝達**

**教職員**

- 区災害対策本部、地域防災拠点運営委員会と密接に連携をとり、地域や通学路の状況（家屋の倒壊、火災の発生、道路の亀裂、出水など）の確認に努める。
- 特に、生徒の行動範囲が広がっているため、通学路上での被害の有無について情報収集に努め、状況によっては現地調査を行う。

**状況に応じた生徒  
の下校・  
引渡し**

**教職員**

- 区緊急メールを活用して保護者と連絡を取り、状況に応じて生徒の引渡しを開始する。
- 保護者と連絡が取れない場合は、学校で保護する。
- 下校する場合は、集団で行動するよう指示する。必要に応じて、教職員が引率する。

**生徒**

- 帰宅後は、学校の指示、家族との約束、地域の取り決め等に従って行動する。

### 3 校外学習・遠足・修学旅行等の時

<b>安 全 確 保 ・ 避 難 誘 導</b>	<b>教職員</b>
	○看板、家屋の外壁からの落下物・転倒物・高層ビルの窓ガラスの飛散から身を守るよう指示する。
	○古い建物や建設中の建物、ブロック塀、石塀、自動販売機、地割れした道路、倒れた電柱、垂れ下がった電線には近づかない。
	○海岸や海辺周辺、川岸、橋の上にいる場合には、津波のおそれがあるため、高台など安全な場所へ迅速に避難する。津波の高さは10メートル以上のビルの高さとなって襲ってくることもあるので、十分注意する。
	○山間部にいる場合は、山崩れやがけ崩れ、落石が起こる可能性があるため、迅速に安全な場所に避難する。
	○最寄りの避難場所など安全な場所に避難誘導し、生徒の状況を確認する。
	○電車・バス等に乗車中の場合や施設内では、係員の指示に従って行動する。
	○負傷者の有無を確認する。
	○生徒の不安の緩和に努める。
	○避難の際に援助を要する者への対応には十分配慮する。
	<b>生徒</b>
	○落下物から身を守るなど、安全確保を図る。
	○教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。
	○流言等の不確かな情報に惑わされず、落ち着いて行動する。

<b>救出活動 ・ 応急救護</b>	<b>教職員・生徒</b>
	○負傷者が発生した場合には、応急救護にあたるとともに、必要に応じて地元の消防署に通報し、医療機関への搬送を行う。
	○建物の倒壊等により生徒・教職員等が生き埋めになった場合には、地元の消防署、消防団等に救出依頼する。

<b>災害対策 本部設置  情報収集 ・伝達</b>	<b>教職員</b>
	○現地の教職員は、携帯電話等で学校に連絡し状況を報告する。
	○状況によっては、現地の行政機関・消防機関等に状況を伝える。
	○学校は、携帯電話等により現地における被害状況の把握に努める。
	○状況によっては、現地に救助・応援のため職員を派遣する。
	○保護者にできる限り詳しい現地の情報を伝える。

## 4 地震発生時の教職員の安全指導例

授業中【普通教室にいる時】	
発生時の第一行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 騒がないこと。</li> <li>○ 慌てて教室外に飛び出さないこと。</li> <li>○ 先生の指示を静かに最後まで聞くこと。</li> <li>○ 窓や窓際から離れること。</li> <li>○ 机等の下にもぐること。</li> <li>○ 防災頭巾、座布団等で頭部を守ること。</li> <li>○ 火気は、すぐ消火できる場合は素早く処理し、できない場合は揺れが小さくなってから消火すること。</li> </ul>
避難行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 放送等の指示により避難を開始すること。</li> <li>○ 静かに迅速に整列すること。</li> <li>○ 4つの約束を守り、素早く行動すること。</li> </ul> <div style="display: flex; align-items: center; margin-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ おさない</li> <li>・ かけない</li> <li>・ しゃべらない</li> <li>・ もどらない</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> <b>「お・か・し・も」の約束</b> </div> </div> <p>※ 災害によっては、早足で避難しなければならない場合があるので、適切な判断と指示が重要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 決められた場所に整列して集合すること。</li> <li>○ 落ち着いて待機すること。</li> </ul>
教職員の指示と行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ どのような行動をするのか大声で明確に指示する。また、心の安定を図るため今より大きな地震は起こらないことを知らせる。</li> <li>○ 机が揺れによって移動することがあっても机の下にもぐらせ、防災頭巾や座布団などで頭を守らせる。</li> </ul> <p><b>【指示例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「大丈夫、あわてるな」 ・ 「静かにして、落ち着け」</li> <li>・ 「外に出るな」 ・ 「机の下にもぐれ」</li> <li>・ 「防災頭巾をかぶれ」 ・ 「机の脚を両手でしっかりつかめ」</li> <li>・ 「頭を下げて、じっとしている」 ・ 「揺れがおさまるまで頭を出すな」</li> <li>・ 「大丈夫だ。心配するな。落ち着け」</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 窓際やテレビ、ロッカーなどから離れさせる。頭部を反対方向に向かせる。</li> <li>○ 揺れが収まったら、教室の窓やカーテン、出入り口を開け出口を確保する。</li> <li>○ ストープ等の火気使用中の場合は、児童・生徒をストーブから離れさせ、消火する。</li> <li>○ 児童・生徒等が反射的に外に飛び出すことのないようにしっかり掌握する</li> </ul>

### 授業中【特別教室にいる時】

<b>教職員指示と行動</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特別教室においても普通教室と基本的には同じであるが、臨機応変な行動がとれるよう、とっさの判断と指示が必要になる。</li> <li>○ 机の形、大きさ、数が普通教室と違うが、敏速に身の安全確保ができるよう指示する。</li> <li>○ 実験や実習で火気を使用している場合、直ちに消火し、火災の発生や火傷を防止するとともに安全に処理させる。</li> <li>○ 実験や実習で機械、道具や器具を使用中の場合は、直ちに中止させ安全に処理させる。</li> <li>○ 生徒が自分勝手な行動をとらないよう行動の把握に努める。</li> </ul>
-----------------	--

### 授業中【体育館（格技場）・校庭・中庭・プール等にいる時】

<b>発生時の第一行動</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 騒いだり、奇声を上げたりしないこと。</li> <li>○ 屋内にいるときは、窓や壁際から、屋外にいる時は建物や施設から素早く離れ中央部に集合し、身を低くすること。</li> <li>○ 教職員の指示を静かに最後まで聞くこと。</li> <li>○ 揺れがおさまるまで、自分勝手な行動をしないこと。</li> </ul>
<b>避難行動</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 騒いだり、走り回ったり、押し合ったりしないで、素早く行動すること。</li> <li>○ 教職員が近くにいない場合は、校内放送の指示や教職員が来るまで、落ち着いてその場所で待機すること。</li> </ul>
<b>教職員の指示と行動</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大声で、指示の徹底を図る。</li> <li>○ 窓や壁際、建物等から速やかに離れ、中央部に集合させ、揺れが収まるまで身を低くさせる。</li> <li>○ プールで水泳中の時は、直ちに水中から上げ、素早く避難させる。</li> <li>○ 人員の掌握に努め、負傷者の有無や応急手当の必要性を確認する。</li> </ul>

## 校外学習、野外活動、遠足、修学旅行等の時

### 教職員の指示と行動

- 建物外側の壁の落下、ブロック塀や石垣の倒壊、道路の地割れを注意し、広い場所へ移動し、児童・生徒に対しては、「安全で心配ない」ことを告げ、心の動揺を抑える。
- 海岸にいる場合は津波のおそれがあるため、高台など安全な場所に迅速に避難する。
- 山間部にいる場合は山崩れやがけ崩れが起こる可能性があるため、迅速に安全な場所に避難する。
- 許可を得て、最寄りの学校や公共施設に避難する。
- 人員の正確な把握に努め、安全な場所に避難した場合には、状況等を素早く学校に連絡する。また、コースを変更する場合や通行止めによる渋滞等の場合など継続して学校に状況を連絡する。
- あらかじめ作成した非常の場合の行動計画に基づいた担当分担により、スムーズに落ち着いた対応ができるようにする。
- 携帯電話や携帯ラジオ等で正確な情報の収集に努め、その後の行動について、手際よく判断し指示する。

## 休憩時間中や放課後の部活動の時

### 教職員の指示と行動

- 発災時の第一行動は、廊下や階段にいるときは、その場で身をかがめ、落下物や倒壊物に注意しながら、放送や教職員による伝令等の指示を待つ。
- 教職員の指示は、校舎内外全体にゆきわたり、かつ、的確な指示が出せるように停電等を配慮した指示の方法と、避難経路や避難場所、人員把握の方法を確認しておく。
- 災害の状況を踏まえつつ、避難のための集団を編成し、校庭等の避難場所へ避難する。
- 休憩時間等の児童・生徒の状況は、個人もしくは小グループで校舎内外に散っている状況が多いことを想定し、個人的な行動様式や主体的な判断による行動もできるようにする。

## 登校・下校時の行動

- 登校途中で地震が発生した場合は、近くの公園、空き地など安全な場所に避難する。揺れがおさまったら、通学路の安全を確認し、学校または自宅の近い方に避難する。特に問題がなければ、通学路をそのまま登校し教職員の指示に従う。
  - 下校途中で地震が発生した場合は、近くの公園、空き地など安全な場所に避難する。揺れが収まったら、通学路の安全を確認し、学校または自宅の近い方に避難する。特に問題がなければ、通学路をそのまま安全に注意しながら下校する。
  - 交通機関を利用している児童生徒は、交通関係者の指示に従い、決して自分勝手な行動をしない。
- ※登下校共に、事前に保護者の不在が明らかな場合は、学校へ避難をする。

## 地震発生時の安全な行動

- 建物外壁や窓ガラスの落下、建物の倒壊、看板等の落下物がある場合は、カバンなどを頭へのせ、素早くその場所から離れる。
- ブロック塀や石垣など倒壊の危険のある場所からは、素早く離れる。
- 海岸にいる場合は津波のおそれがあるため、高台など安全な場所に迅速に避難する。
- 山間部にいる場合は山崩れやがけ崩れが起こる可能性があるため、迅速に安全な場所に避難する。
- 崖下、川岸、河川敷などは、地割れ、地滑り、液状化現象が起きやすいので、すぐに離れる。
- バス、電車等に乗車している場合は、運転手、車掌、駅員などの指示に従う。
- 建物が立て込んで狭い道路を通っている時は、できるだけ早く広い場所に避難する。
- 古い建物など危険と思われる場所には近づかない。
- 倒れた電柱、垂れ下がった電線に近づかない。
- 橋の上は危険なので、すぐ離れる。

## 5 生徒の引き渡し

### (1) 生徒の保護者への引き渡し

① 震災時における学校の対応など防災に関する計画を保護者に周知するとともに、生徒の引き渡しを円滑に行うため、緊急時の災害用連絡カードを年度当初に配布し、緊急連絡先及び災害時の引き渡し方法を確認しておく。

② 引き渡し訓練を毎年行い引き渡しの手順及び必要性と重要性について保護者及び生徒に周知徹底しておく。

#### <災害用連絡カード>

7年 組 番		8年 組 番		9年 組 番	
生徒氏名		性別		年 月 日生	
保護者名				続柄	
住 所					
緊急連絡先	順位 1	氏名		勤務先名称	
				勤務先電話	
	続柄		携帯番号		
	メールアドレス				
保護者 祖父母 近所の 知り合い 等	順位 2	氏名		勤務先名称	
				勤務先電話	
	続柄		携帯番号		
	メールアドレス				
緊急時の対応					
○引き取りが可能な場合					
○引き取りが不可能な場合					

## **(2) 帰宅困難な生徒の保護体制**

### **①桜川中学校における対応**

ア 生徒が引き取られるまでは、安全な場所に集め、その場から離れないように座らせ、落ち着かせる。必ず、教職員が1人は側に付き沿い、生徒に安心感を与える。

イ 状況が落ち着いた段階で、自宅に送り届けるが、自宅に家族が不在の場合は、張り紙をしておき、引取り者が来るまで、学校で預かる。インターネット・電話が回復すれば、区緊急メールや勤務先、緊急連絡先に電話する。

### **③ 非常用食料等の自主的備蓄の必要性**

学校周辺の被害が甚大な場合には、児童・生徒をそのまま帰宅させることが、非常に危険と判断しなければならない状況もあり得る。そのような場合には、学校で一時、多くの生徒を保護しなければならないことも想定される。

そのような場合を想定して、あらかじめ学校において、一定の非常用の食料等を自主的に備蓄しておくことも必要となる。

## 日頃からの大規模地震への備え【チェックリスト】

## 学校における防災体制について

(1) 年間指導計画に基づき、計画的に防災教育が位置付けられているか。	
(2) より実践的な防災訓練を計画的に実施しているか。	
(3) 地域防災拠点の防災訓練へ教職員、生徒の参加が計画されているか。	
(4) 「南海トラフ地震に関する情報」（南海トラフ地震観測情報、南海トラフ地震注意情報、南海トラフ地震予知情報）や警戒宣言の意味するところを理解し、情報が発表された時の学校の対応について、教職員の間で共通理解を図り、その内容を保護者に伝えているか。	
(5) 地震発生時の学校の対応について、教職員の間で共通理解を図り、その内容を保護者に伝えているか。	
(6) 夜間、休日における連絡体制を確立しているか。	
(7) 地震発生時における教職員の動員体制や役割分担が明確にされ、全員が理解しているか。	
(8) 連絡調整者を決め、連絡調整者はその役割を認識しているか。	
(9) 教職員が、校内の避難経路、生徒の避難集合場所を理解しているか。	
(10) 校内にある「放課後開放事業あいキッズ」「学童保育」など他の施設との連携を図っているか。	
(11) 非常持出しする重要書類を把握するとともに、持ち出す役割の者を定めているか。	
(12) プールに水を貯めた状態にしているか。	
(13) 地域安全マップの作成など地域の実状を把握しているか。	

# 学校施設・設備の安全点検リスト

提出先 教育委員会指導室 (FAX 03-3579-2649)

〈震災発生前〉 災害予防のための施設点検	
1 物品の転倒防止点検	
(1) 職員室・教室・廊下などの什器類の整理及び転倒防止	
天井から吊り下げた空調機や照明器具の固定の有無	
放送設備 (スピーカー、モニターテレビ、ビデオプロジェクター) は きっちり固定されているか。	
大型可動式書架にストッパーがあるか。	
収納戸棚、重ね書庫は固定しているか。	
黒板、掲示板、掛け時計、照明器具は固定しているか。	
下駄箱、ロッカーは固定しているか。	
厨房機器類は固定しているか。	
その他 ( )	
(2) 理科室の地震対策の点検	
実験器具の収納戸棚や薬品戸棚等の転倒・移動防止措置をしているか。	
薬品容器の転倒・落下防止措置はしているか。	
所要の火災防止措置はしているか。	
危険薬品を適切に保管しているか。	
その他 ( )	
(3) 図書室の書架等の点検	
書架を固定しているか。	
書架と書架を連結するなど転倒防止措置をしているか。	
可動式書架にストッパーがあるか。	

<b>2 避難経路の点検</b>		
	非常階段の点検	
	校舎棟からの非常出入口の点検	
	職員室・特別教室からの出入口確保	
	避難場所への経路の確保	
	特別支援学級の避難方法の確認と避難用具・避難経路の確保	
<b>3 落下危険物の点検</b>		
	外壁の点検	
	ガラスの点検	
	屋根の点検	
	屋上や庇上の水槽の点検	
	アンテナ・避雷針の点検	
	空気調整屋外機器等の点検	
<b>4 防災施設の点検</b>		
	出火防止	
	ガス器具の耐震緊急遮断機の有無	
	石油ストーブの耐震安全装置設置の有無	
	ボイラーの耐震安全装置設置の有無	
	消防設備の定期点検等により改善指摘のあった事項で、未改善部分の有無	
	危険物点検	
	薬品の保管方法の安全性点検	
	灯油・ガソリン類の適切な保管	
	ガスボンベの保管方法・転倒防止策の実施	
<b>5 倒壊危険物の点検</b>		
	門の点検	
	困障の点検	
	擁壁の点検	
	屋外電気設備の点検	
	自転車置き場の点検	